

日本共産党東住吉区委員会との協議等議事録（要旨）

東住吉区役所総務課

1 日 時 令和4年9月21日（水） 午前10時00分～正午

2 場 所 東住吉区民ホール（区役所3階）

3 団 体 名 日本共産党東住吉区委員会

4 協議等の趣旨 東住吉区への当面の重点施策・予算要望

5 出 席 者

（団体側）

代表者 他 15 人

（本 市）

東住吉区役所 14 人

6 議 事

（1）小学校統廃合について（項目 一、2、⑤）

団体要望概要

- ・矢田北小学校、矢田東小学校及び湯里小学校の統廃合について、具体的にどうなっているのか。

本市説明概要

- ・小学校の配置や規模の適正化については、「大阪市立学校活性化条例」等に規定されたルールのもと、保護者・地域のみなさんへの丁寧な説明とご意見の聴取をもとに検討していく。小規模校になっていることで児童にどのような影響を及ぼしているのか、学校と意見交換をするなど、まずはその確認を進めていく。

（2）3密を避ける避難体制、障がい者、高齢者等避難について

（項目 一、5、①、②）

団体要望概要

- ・コロナ禍での避難体制はどうなるのか。
- ・障がい者や高齢者等の避難行動要支援者に対する支援はどうなっているのか。

本市説明概要

- ・コロナ禍での避難については、災害時避難所を熱咳等症状のある方と症状のない方の避難経路・避難スペースを分離して使用することとしており、地域の自主防災組織の方と情報共有を図りながら取り組んでいる。
- ・避難行動要支援者の支援については、「災害対策基本法」の改正を受け、個別避難計画の作成に取り組んでいる。避難支援者の確保が大きな課題であり、地域の方と連携して取り組んでいく必要があると考える。

(3) 文化ホール（区民センター）について（項目 二、10）

団体要望概要

- ・東住吉区に文化ホールが無い。要望に対して毎年「検討します」という回答だが、この1年間、どんな検討をしたのか。予算はどれだけ付けられているのか。区として市に早く作ってほしいと要望しているのか。

本市説明概要

- ・区から市の施設、区の関係施設を所管している市民局に対して、区民からの要望も多いので、早期に検討・整備してほしい旨を毎年要望している。

(4) 矢田南部まちづくりビジョンについて（項目 二、13）

団体要望概要

- ・矢田南部に物流センターができるということだが、その進捗状況と交通量を教えてほしい。

本市説明概要

- ・矢田南部については、「東住吉区矢田南部まちづくりビジョン」に基づき売却を図り、日本GLP株式会社という物流業者が購入し、昨年6月に協定を結び、現在、まちづくりを進めている。今年3月の公園を移設するための審議会を経て公園の変更は確定した。4月に区画整理の認可を受けた。現在、土地の用途変更のための審議会の準備をしているところである。8月下旬に計画調整局から都市計画の原案が出され、意見公募の後、10月に市民に対する説明がされる。年末には都市計画審議会で案が承認されれば、来年1月以降に土地・建物が日本GLP株式会社に引き渡され、建物の解体が始まる予定である。道路や公園の場所を変える造成工事を含めて3年ぐらいはかかる。令和8年6月ぐらいに商業施設などが完成する予定である。来年1月以降の解体に先立って住民説明会が予定されているが、日程はまだ決まっていない。工事車両のルートや解体の順番なども未定である。

(5) 矢田出張所について（項目 二、14）

団体要望概要

- ・出張所が元のようにできるようにしてほしい。

本市説明概要

- ・行政施設としての耐震基準を満たさないため、旧の矢田出張所は平成 28 年 3 月に廃止した。その際に南側の保健分室があったところを改修し機能移転している。

(6) 地域コミュニティについて (項目 二、18)

団体要望概要

- ・地域では町会に入っていないとか、つながりが希薄になってきており、役員のなり手が少なくなっている。そうした中で地域コミュニティを守っていくためにも地域活動協議会の補助金を減らさないでほしい。

本市説明概要

- ・地域活動協議会の補助金について、大阪市の補助金の考え方では原則 50%の補助率となっているところ、地域活動をボランティアで取り組んでいただいていることから 75%としている。補助金全体を 100%とするのは難しいが、感染防止にかかる消耗品は 100%の補助とするなど改善を図っており、今後も改善が図れるところは検討していく。

(7) 赤バス、コミュニティバスについて (項目 二、29)

団体要望概要

- ・赤バス、コミュニティバスの利便性を充実してほしい。

本市説明概要

- ・赤バスは既に廃止されており、現在は民間事業者が運行している。東住吉区は東西の鉄道がないので、生野区、平野区のオンデマンドバスなどの情報も入手しながら、どのような形であれば持続可能な交通網を確保できるか引き続き考えていく。

(8) 駐輪場について (項目 二、30、①、②)

団体要望概要

- ・駒川中野駅の駐輪場について、機械化が進んでいるのと人員の体制が十分でないため、高齢者にとって使い勝手が悪くなっている。(要望のみ)
- ・料金が値上がりしており、利用しにくくなっている。指定管理や民営化はあまり好ましくない。(要望のみ)

(9) 今川の清掃について (項目 二、34)

団体要望概要

- ・今川の清掃について、年2回の実施では不十分である。（要望のみ）
- ・ヌートリアを見かける。駆除するのか教えてほしい。（要望のみ）

(10) 街路樹について（項目 二、41、49）

団体要望概要

- ・街路樹の伐採について、市の回答に納得ができない。乱暴なやり方は許されない。（要望のみ）

(11) 長居公園について（項目 二、48）

団体要望概要

- ・植物園のリニューアル、公園内のレストランや喫茶室について、指定管理者制度という市の責任を放棄して、民間の営利のために場を提供していることに非常に強い怒りを感じる。（要望のみ）

(12) 田辺模擬原爆について（項目 二、50、51）

団体要望概要

- ・模擬原爆に関するパンフレットを作成して普及啓発してほしい。

本市説明概要

- ・田辺模擬原爆については、継続的な取り組みが必要だと考えており、周知についても検討していく。

(13) 豊里矢田線について（項目 二、56）

団体要望概要

- ・いつ、4車線全面開通するのか。全面開通すれば交通量が増え、大気汚染や騒音の被害が出る。道路を通して公害を広げながら、それを防止するための街路樹など緑化を放棄している。区役所から本庁に強く要望してほしい。（要望のみ）
- ・地域住民の声を聴く説明会を開いてほしい。（要望のみ）

(14) 介護保険料について（項目 三、63）

団体要望概要

- ・市の介護保険料が高額である。保険料の算出基準が時代に合っていない。一般会計から財源を投入して保険料を下げる政策を求める。

本市説明概要

- ・保険料の算出基準や一般会計からの繰り入れは区役所で判断できることではない。福祉局に対して、意見があったことは伝える。

(15) 上下水道料金について（項目 四、67、②）

団体要望概要

- ・コロナ禍の状況、非常に物価が上がっている中、住民税非課税の方には基本料を免除するとか、高齢者世帯の福祉減免をお願いしたい。（要望のみ）

(16) 補聴器の公的補助について（項目 四、67、③）

団体要望概要

- ・高齢者の難聴に係る補聴器の公的補助をお願いしたい。

本市説明概要

- ・助成制度は全国一律の制度として国において創設されるべきものであると考えており、引き続き国に対して公的助成制度の創設を要望しているところである。

(17) 保育士の処遇、保育料について（項目 四、68、①、②）

団体要望概要

- ・保育士の賃金が低いことが、保育士不足につながっており、しいては子どもの命につながっている。保育士の処遇改善や配置基準を考えてほしい。
- ・保育料の無償化の制度を拡充してほしい。

本市説明概要

- ・市職員の給料等は人事委員会による職員の給与に関する報告及び勧告に基づき決定されている。
- ・市は独自の財源を投入して国基準の保育料から約3割程度の軽減を行ってきている。令和元年10月より国基準により3～5歳児及び非課税世帯の0～2歳児の保育料の無償化を実施している。

(18) 公園の整備について（項目 四、68、⑦）

団体要望概要

- ・照ヶ丘矢田公園のトイレの個室が何年も前から立ち入り禁止のテープが貼られている。また、時計も2年前から故障中の上が貼られていて、景観が汚らしい。年に数回草刈りに来てくれているが、今はぼうぼうであり、近くの公園も同様である。子ども達が安心して遊べるよう公園を整備してほしい。（要望のみ）

(19) 生活保護について（項目 四、69）

団体要望概要

- ・生活保護の改善を国・市に要求する。
- ・高齢者の孤独死は貧困が一因となっている。これは、市政の問題であり、行政としての対応をお願いしたい。

- ・扶養義務者の照会は必要なのか。
- ・車を使用している人も生活保護を受けられるということだが、大阪市ではその車使用について今までどれぐらい件数があるか。

#### 本市説明概要

- ・保護の実施要領は国が定めるものであり、市に裁量の余地はない。
- ・高齢者の孤独死について、様々な困難や課題を抱える方や社会とのつながりが希薄な方のSOSを見逃さず、区役所と関係機関が連携して適切な支援を行っていく。
- ・扶養義務者による扶養は保護に優先して行われるものとなっている。生活歴や関係性などを聞き取り、基本的に扶養照会を行うことを説明している。ただし、照会に当たっては長期間疎遠、高齢、DVへの配慮の事情により一律に行うものではなく、厚生労働省の通知に基づき、個々の状況に応じて判断する。
- ・車の使用に関しては、コロナ禍の状況での弾力的な運営について厚生労働省からの通知に基づき、保護開始から概ね1年程度は車の保有を認める場合もあるので、個々の状況により判断する。
- ・令和4年3月31日時点の東住吉区の被保護者の自動車保有台数：7台（後日回答）

#### (20) 図書館について（項目 五、87、88）

##### 団体要望概要

- ・現在の東住吉図書館は狭隘で、蔵書数も少ないため、2館目の図書館を増設してほしい。（要望のみ）